

愛知地方最低賃金審議会 第 1 回検討小委員会 議事録

日 時 令和6年7月16日(火) 午後1時30分～午後2時10分

場 所 桜華会館 2階 蘭の間

出席者

(公 益 代 表 委 員) 長谷川委員、中山委員

(労 働 者 代 表 委 員) 安藤委員、寺田委員、松村委員

(使 用 者 代 表 委 員) 梶原委員、古閑委員、堀江委員

(事 務 局) 高橋労働基準部長、平井賃金課長、鈴木主任賃金指導官、名倉課長補佐、
佐藤賃金指導官、大口賃金指導官、佐藤監督官、久保賃金調査員

議 題 (1) 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について
(2) その他

議 事

○佐藤賃金指導官

令和6年度愛知地方最低賃金審議会第1回検討小委員会を開催したいと思います。本日の資料ですが、会議次第に合わせまして、資料目次記載のNo.1からNo.5を配付させていただいております。不足等はございませんでしょうか。

なお、本日の検討小委員会は公開となっていることを報告させていただきます。

本年度の検討小委員会の委員につきましては、本年7月4日に開催されました第514回愛知地方最低賃金審議会において、検討小委員会運営規程第2条により、会長から各側3名ずつ9名の委員が指名されました。お手元に資料No.1として委員名簿をお配りしていますので、名簿をもって各委員の御紹介に代えさせていただきます。

検討小委員会の委員長及び委員長代理につきましては、検討小委員会運営規程第2条第2項及び第3項の規定により「公益を代表する委員のうちから選任する」とされ、愛知地方最低賃金審議会中山会長から、選任結果について御指示を受けております。

委員長には長谷川ふき子委員、委員長代理には鈴木進也委員が選任されておりますので、検討小委員会の皆様に御報告いたします。

○佐藤賃金指導官

それでは、長谷川委員長から御挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○長谷川委員長

検討小委員会の委員長を拝命しました長谷川ふき子です。どうぞよろしくお願いいたします。労使皆様の御意見、御主張、更には我々公益委員に対する資料等々を頂戴して双方の活発な御議論ができるようにと考えております。その上で円滑に議事を進めていきたいと考えておりますので皆様、御協力の程よろしくお願いいたします。

○佐藤賃金指導官

ここからの議事進行につきましては、長谷川委員長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○長谷川委員長

それでは、ただいまから令和6年度の第1回検討小委員会を始めさせていただきます。事務局は委員の出欠状況を報告して下さい。

○佐藤賃金指導官

委員の出欠状況でございますが、公益代表委員は、鈴木委員長代理が欠席されておりますので2名の御出席、労働者代表委員は、3名全員が御出席、使用者代表委員は、3名全員が御出席となり、委員8名が御出席されております。このため、最低賃金審議会令第5条第2項に規定する定足数「全委員の3分の2以上又は各側委員の各3分の1以上の出席」を満たしておりますことを併せて御報告申し上げます。

○長谷川委員長

本日の検討小委員会は定足数を満たしている旨、事務局から説明がありました。それでは、次第に従いまして、議事を進めたいと思います。

議題「(1) 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について」に入ります。

本年の6月21日に、日本労働組合総連合会愛知県連合会より既設の特定最低

賃金 5 業種にかかる改正の申出書が提出され、7 月 4 日に開催されました第 514 回愛知地方最低賃金審議会において、愛知労働局長より特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について諮問されました。

この諮問を受けまして、改正決定の必要性の有無については検討小委員会で審議するとされ、本日委員の皆様にお集まりいただいたところであり、委員の皆様
の円滑な審議への御協力を重ねてお願いするところでございます。

それでは、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○平井賃金課長

資料の説明をさせていただきます。No. 1 は既に説明させていただきました委員名簿ですので、資料No. 2 から説明をさせていただきます。

2 ページの資料No. 2 ですが、「愛知地方最低賃金審議会検討小委員会運営規程」です。本年度特に変更はございませんので、こちらの規程に沿って運営をいただくこととなります。

4 ページの資料No. 3 「令和 6 年度特定最低賃金の改正決定に関する申出書の内容等一覧」、これは日本労働組合総連合会愛知県連合会から、本年 6 月 21 日に提出された「令和 6 年度特定最低賃金の改正決定に関する申出書」に記載の特定最低賃金 5 業種に関する改正申出内容を、構成する業種の日本標準産業分類番号の最も若い番号順で一覧表にしたものでございます。特定最低賃金の改正については、本年 3 月 29 日に愛知県特定最低賃金 6 業種について改正の申出の意向表明がなされておりましたが、改正の申出は、「計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業」これの改正を除きます 5 業種について、なされたところでございます。

表の左側に「産業分類番号」と「産業分類名」を記載しております。「種類」の欄は改正・新設の別を記載しております。ご覧いただいておりますとおり、5 業種とも全て「改正」です。また、表の左端から 3 列目の「①申出ケース」の欄に記載のとおり、全て労働協約ケースによる申出となっております。

同表の④から⑨欄の「申出の合意労働者数等」の数字は、提出された申出書を基に集計をしたものです。⑩の「合意比率」は、各業種上下 2 段でパーセントを記入しています。下の段の黄色で網掛けした数値が、労働協約の適用を受ける労働者の比率となっています。この数値により、改正の申出のあった 5 業種全てが「一定の地域内の事業所で使用される同種の基幹的労働者の概ね 3 分の 1 以上のもの」を含む労働協約であることが御確認をいただけます。

⑪欄は、提出された申出書における最も低い協約額を示しており、⑫欄は、現在の特定最低賃金額を示しています。地域別最低賃金額が特定最低賃金額を上回っ

ている場合は、括弧書きで昨年 10 月 1 日発効の地域別最低賃金額を記載しております。「労働協約ケースにおける特定最低賃金の決定は関係労使が合意した協約額を基礎とし、これを上回る決定はできないこと」とされていますので、金額審議においては、この⑩欄の金額が上限となります。なお、最低賃金法第 16 条の規定により、特定最低賃金は、「地域別最低賃金額を上回るものでなければならない」とされていますので、「改正の必要性あり」とされた特定最低賃金については、少なくとも地域別最低賃金額を上回らなければならないことも、申し添えさせていただきます。

⑩欄の右横、ピンク色の欄は⑩欄「協約による最低額」と⑪欄「特定最賃額又は地域別最賃額」との差額であり、その右横の緑色の欄は⑩欄「協約による最低額」と「現行の地域別最賃額」との差額になっております。

次に、5 ページの資料 No. 4 ですが、改正申出のあった特定最低賃金業種ごとに平成 27 年度から令和 6 年度までの事業場数・労働者数の推移を表にしたものです。各年度の最低賃金決定要覧より転記をした数値です。

6 ページの資料 No. 5 「最低賃金引上状況等の推移（愛知）令和 5 年度版」をご覧ください。平成 26 年度から令和 5 年度までの最低賃金引上状況等の推移をまとめています。左端の「区分」の列をご覧くださいますとおり、赤色の網掛けとしております愛知県最低賃金の下に、特定最低賃金 9 業種の引き上げ額の推移を掲載しています。

本年度申出のありました 5 業種は、特定最低賃金の欄 2 段目に掲載の「鉄鋼業」、その下の段の「はん用機械器具製造業」、5 段目の「電気機械器具製造業」から 7 段目の「自動車（新車）小売業」までの 5 業種となります。この表で、グレーの網掛けになっている部分については当該年度での金額改正が実施されなかったもので、括弧内の記載は、発効日となります。

今回、申出のありました 5 業種のうち、「電気機械器具製造業」は平成 30 年 12 月 16 日の改正が最後で、令和元年度以降、改正されていません。また、「自動車（新車）小売業」は令和 2 年 12 月 16 日の改正が最後で、令和 3 年度以降、改正されていません。そして、「はん用機械器具製造業」は令和 3 年 12 月 16 日の改正が最後となっております。

○長谷川委員長

ただいまの事務局の説明について、何か御質問等ありましたらお願いいたします。

○梶原委員

資料の中身についてなんですけれども、4 ページの資料 No.3 に各業種別の人数等書いてあるのですけれども、昨年までは各組合産別の人数とか企業内最低賃金の労働協約、個別組合の一覧表も付けていただいていたのですが今年はその資料がないので、今年もそれを添付してください。

でないとも我々も判断しづらい必要な資料でございますので、この5業種について各単組、それぞれの単組の労働協約人数と労働協約金額が一覧表になった資料です。これは去年まではずっと添付されていたと思うのですけれども、今年は何故か添付されていないので、それは追加で資料を出していただくようお願いいたします。これは今申し上げましたけれども、それがないと我々も判断できませんので必ず出していただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○長谷川委員長

今の資料につきまして、事務局のほうは。

○平井賃金課長

労働者側のほうもよろしいでしょうか。

(労働者側 同意)

○平井賃金課長

はい、次回用意します。

○梶原委員

次回で結構です。

○平井賃金課長

はい、承知しました。

○長谷川委員長

それでは次回の時にということで、次回の資料にするということでよろしいですか。時期的なことは。

○梶原委員

もし早めにいただけるのであれば、事務局からメールなどでいただけるものなら早めにいただきたいです。

○平井賃金課長

調整して、はい。

○梶原委員

そうですか。その辺は調整をお願いしたい。

○平井賃金課長

やらせていただきます。

○長谷川委員長

それでは、各単組についての人数とそれからその協約についてということで、資料を事務局のほうで、第2回に席上にかなう資料として加えるということにより、よろしくお願いいたします。その他、事務局への御要望も含めまして、労使双方ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは今回、改正の申出があった5業種について審議を今後していくことにいたします。それぞれの審議過程でお伺いすることになりますけれども、まずは、改正の申出がなされました特定最低賃金全体についての御意見をお伺いしたいと思います。労働者代表委員からお願いします。

○寺田委員

特定最低賃金の金額改正に向けた労働者側の考えについては、7月4日の本審の際もお伝えさせていただきましたが、本日お時間をいただきまして他の観点から特定最低賃金についての考えをお伝えしたいと思いますのでお手元の資料をご覧ください。

1枚目です、特定最低賃金の意義と役割です。7月の本審の際にもお伝えしたとおりですが、特定最低賃金は法に基づく企業の枠を超えた労働条件決定システムです。産業内で働く人の賃金格差を是正し賃金の優位性を確保することにより産業の魅力を高め、人材確保・定着につなげる、公正競争を確保し産業の健全な

発展を促し、持続的な発展を促すという非常に重要な役割があると考えております。

続きまして、特定最低賃金の申出の状況についてでございます。先ほど事務局の方より御説明していただいたとおりでございますけれども、こちらの棒グラフはイメージ図となっており、イメージ図としてとらえていただければと思います。今回、改正の申出をさせていただいた5業種の適用労働者数との比較を簡単に示しております。申出は労働組合がある企業から集約したものであって、単に組織や企業の大小を示したものではありません。また、申出をしている組合の企業内最低賃金は地方最低賃金額をしっかりと上回っているもので優位性もあり、適用労働者数の3割から7割を占める当該労使が合意した賃金協定、労働協約の下で申出させていただいたものでありますので、産業を取り巻く情勢や課題を熟知している当該産業の関係労使の意思を尊重する審議を強く求めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

続いて次のページ、3番目のところで、今年の春闘の交渉結果についてでございます。連合愛知の今年の賃上げ結果ですけれども、その表のとおりとなっております。加重平均で記載しております。表の一番上のところですが、全体で16,236円、賃上げ率は定昇込みで5.27%という結果になっております。その中で300人未満のところ、その下の欄のところですが、11,976円、賃上げ率は4.82%となり、我々が比較可能な2013年以降で、比較可能としている中で最も高い結果となっております。右の表を見ていただくと大手も中小も2013年以降で最も高い結果となりました。

下の項目の2つ目のところですね。賃上げを行った主な理由を労働組合のほうでヒヤリングをさせていただいたところ、「物価高騰への対応」「人材確保・定着」「モチベーションの向上」などがありましたが、どの産業においても、とりわけ中小企業の人材不足が深刻化しており、人材確保・定着のために賃上げをした企業が多い状況となっております。

次のページです。その中でも今回、申出をさせていただいている4つの業種が、金属産業でありまして、自動車の小売のほうも関係するような職種ではあるのですが、金属産業が4つを占めているということでありまして、金属産業の状況でございます。4つの業種が金属産業で、ここ愛知が主体となっている産業であるということをご存じのとおりかと思っております。金属産業の雇用状況でありますけれども、近年、ものづくり離れが進んできておりまして、生産工程、いわゆる

る現場で働くことを希望する求職者の減少が続いていまして、金属産業では著しく採用が困難な状況になっております。雇用の人員の動向も見ていただくと右肩下がりということが見てとれるかと思えます。とりわけ中小では、人材不足によって企業の存続を脅かしかねない状況となっております、人材不足によるバリューチェーンの危機ですね、そういったところで産業全体の競争力の喪失となってしまうというところでもあります。そのためにも、産業の魅力向上のためにも、特定最低賃金で賃金の優位性を確保する必要があると考えております。

続いてのページですが、最後に価格転嫁の取り組みについてです。皆さんご存じのように、政府は物価に負けない賃上げを行うことがデフレ脱却、経済の好循環の実現のために必要であるとの認識の下、その実現に向けて「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を策定しました。その中で、労務費の上昇の根拠としてそこに記載のとおり、都道府県別の最低賃金やその上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率等を掲げておりまして、特定最低賃金も同じ産業の労使が締結した企業内最低賃金の水準だとか賃上げ結果を重要な参考資料として波及させる制度でもありますので、労使交渉の手段を持たない中小企業だとか非正規雇用で働く労働者の賃金を確実に引き上げるための有効な手段だと考えております。あと、人材確保・定着や実質賃金確保の観点から産業全体で賃上げを実現して、適切に価格転嫁することによって産業の健全な発展と競争力の強化、さらには経済の好循環につなげていく必要があるということでもあります。

以上のことから、特定最低賃金は、この人手不足の状況下で非常に重要性が増していると考えております。金属産業は日本の屋台骨であって、ここ愛知の産業が日本を支えているといっても過言ではありません。この点も踏まえて、今後の真摯な議論をさせていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

また、こちらの中で使用者側にもちょっとお伺いしたい点もあります。4 ページ目で春闘結果について御報告させていただきましたが、賃上げを行った理由のところ、我々労働者側がヒヤリングしますと、ご覧のような3つの観点で賃上げをしたということが結構多かったのですが、使用者側の皆様はどのような認識でおられるのかという事をお伺いさせていただければと思います。

あともう一つが、金属産業のところですね。雇用状況ですけれども我々の現場においても、結構人手不足ということは起きておりまして、愛知県は金属産業で支えているとの認識でありますので、そのような状況の中でそういった点も他の業種だとかその辺の雇用の状況だとか、人手不足の観点で、そういったところで

どのような認識を持っておられるのかをお伺いできればと思います。

以上 2 点、御報告と御質問をさせていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

○長谷川委員長

ありがとうございました。まず、基本的な考えという事で資料に基づいてお話いただきました。基本的な考えにつきまして労働者側の委員の方、補足なりありますか。

(労働者側委員 追加意見なし)

○長谷川委員長

続きまして、基本的な考えを使用者側についてお話いただきますが、その中で今、労働者代表委員から質問がありました、賃上げの理由としてどのようなものが揚げられているかという御認識と人手不足の状況についてどうかという事で、この場での初めての御質問でありますので、今回は資料等々また必要でありましたら、それを踏まえてという事でもよろしいし、また全体的な感想なりという事でお話をさせていただいてもよろしいかと思えますし、それも踏まえて基本的な考え方をいただければと思います。よろしいでしょうか。

○梶原委員

まず、基本的な考え方につきまして、この特定最低賃金の考え方につきまして使用者はこれまでと変わらない、考え方についての変更はないという事になります。今年度につきましては、5 つの業種につきまして改正の必要性ありというような申出をいただいておりますので、その 5 業種につきましてそれぞれ地方最低賃金を上回る金額を設定する必要性について、それぞれの業種について何故必要なのかという議論をして判断してまいりたいというふうに考えております。

そこで、今年の春の賃上げについてですけれども、御質問いただいた内容につきまして愛知県経営者協会、私共でも調査をしております。あいにく今日は正確な数字はお持ちしていないので、数字は申し上げないのですけれども、賃上げを行った理由、これにつきましては物価高への対応それから人材確保・定着それとモチベーション、これはたぶん同様に上位に来るだろうというふうに思っていま

す。これらは正確にはうちのほうでも調査しておりますので、まあ似たり寄ったりだろうということで今日はとどめたいと思います。ただ、中小企業の方、特に小規模企業の方にお聞きしますと本来の業績に見合った賃上げをやったのかという事になると、それはちょっと疑問がつくというようなところ。また確かに人材の確保・定着が必要だと、物価に対応しなくちゃいけないという事もありますので、いわゆる防衛的な賃上げをした企業というのも沢山あるという事で、要は他社、周りと同じような形で自社も実施しないと社員が退職してしまう、モチベーションを落として仕事に対する意欲を失くしてしまうと、それは避けなくちゃいけないというようなところ。ですので、会社の本来の体力を超えて防衛的に賃上げを実施した、やらざるを得なかったというような声もその一方で聞いているという事は申し上げておきたいと思います。あと、人手不足につきましては、労働者側の委員の方からも金属系というお話がありましたけれども、これはサービス業も含めてどこの業種も人手不足というものは、人が足りているというようなところは個別企業ではあるかもしれませんが、ごくごく少数で、まず聞いたことないですが、産業レベルで見ましても人手不足というのは、すべからず製造業・非製造業・サービス業、全ての業種は人手不足というようなことは、それは間違いはないというふうに思います。ですが、この愛知については金属産業だけでなくどこの業種についても人手不足ですので賃上げというような事について、先ほど申しあげた防衛的なことも含めて何らかの形で対応しているというようなことだと思います。

○長谷川委員長

他の使用者代表委員のほうから、補足なり基本的な考え方ついていかがでしょうか。あと、御質問のあった点なんかにつきましても、もし個々の業種で、とかいろいろありましたらお願いします。

○堀江委員

繰り返しになるかと思いますが、今申しあげたとおり、人手不足はもう理由にならないと思っています。総じて人口が減ってきているので、そこの業種だけ人をやるから賃上げするというのはちょっと違うのかと思っています。やはり自分のところの仕事・自分の業界の仕事の10年先を見たときにどういう人員構成にしていこうかなというのはどこの会社も考えていることだと思うので、そこを理

由にちっちゃくなっていると、なかなか賃上げというところに、いかないのではないかというふうに思っていて、それを今回やっていく中で使用者側としてもいろいろお話をお聞きしながら考えていこうと思います。

○長谷川委員長

今、使用者側からの基本的な考え方に加えて、先ほどの御質問の回答があったと思いますが、資料については今日の御質問なのでということでしたけれどもそれでよろしいでしょうか。

(労働者側委員 同意)

○長谷川委員長

はい、公益委員のほうはよろしいでしょうか。

○中山委員

私のほうは単純な質問です。いただいた資料の5ページの金属産業の雇用状況についてということですが、この数値は全国の数値ですね。

○寺田委員

そうです。

○中山委員

一番左の動向（金属産業の雇用人員の動向）は、これは、単位はというかディフュージョンインデックス（景気動向指数）か何かの規模を表しているのですか。

○寺田委員

DI（ディフュージョンインデックス）です。

○中山委員

DIですね、了解しました。真ん中と右の表は指数にしたものですか。

○寺田委員

そうです。

○中山委員

了解しました。ありがとうございました。

○長谷川委員長

今の点につきまして、双方よろしいでしょうか。

(各委員 了承)

○長谷川委員長

他に基本的な考え方については、労使双方よろしいでしょうか。

(労使双方 意見なし)

○長谷川委員長

ありがとうございます。それでは、この双方の基本的な考え方を前提として今後の審議の進め方について確認をいたします。

昨年度は、参考人意見陳述という要望がありました。また、もう一つ実地視察についてお伺いしておりますけれども、昨年度はその実地視察の要望はございませんでした。本年度のほうは、その二つについてはいかがでしょうか。まずは労働者代表委員のほうですが、いかがでしょうか。

○寺田委員

次回ですね。参考人意見陳述のほうを2名お願いさせていただければと思っています。よろしく申し上げます。

○長谷川委員長

では、参考人意見陳述の2名について意向があるということですね。現段階で分かっている参考人のお名前とか、おおよその所要時間なんかについては、いかがですか。

○寺田委員

まだ、ちょっと。

○長谷川委員長

分かりました。じゃあ、2名の御要望があるということですね。それでは実地視察についてはいかがでしょうか。

○寺田委員

特にありません。

○長谷川委員長

これは、特に御要望なしということですね。

それでは使用者側のほうですけれども、参考人の意見陳述の御要望はいかがでしょう。

○梶原委員

予定はしておりません。

○長谷川委員長

予定はなしということですね。実地視察のほうはいかがでしょう。

○梶原委員

特にございません。

○長谷川委員長

分かりました。現時点で双方なしということですね。

労働者の代表委員のほうから参考人意見陳述2名の御要望がありましたが、これにつきましては使用者代表委員としては、これを了承されるということで良いでしょうか。

○梶原委員

はい、もちろんです。

○長谷川委員

分かりました。

そういたしますと、次回の検討小委員会の場で、労働者代表委員が推薦する参考人の意見陳述を行うという予定でよろしいでしょうか。

(労使双方 異論なし)

○長谷川委員長

はい、では労働者側のほうで御調整をください。

それでは、具体的に本年度の特定最低賃金の必要性審議の進め方について、労使双方の御意見をお伺いしたいと思います。

昨年度は、今回の申出のありました5業種になりますけれども、5業種まとめて一括して審議をしていくという進め方をしました。具体的に言いますと第3回目において「鉄鋼業」と「輸送用機械器具製造業」の2業種は改正の必要性ありと結論、それから「はん用機械器具製造業」「電気機械器具製造業」「自動車（新車）小売業」の3業種は改正の必要性なしということで整理をされております。本年度も5業種まとめて審議を行いたいというふうに考えておりますが、労使双方いかがでしょうか。まず、労働者代表委員いかがでしょうか

○寺田委員

はい、まとめてでお願いします。

○長谷川委員長

はい、まとめてですね。使用者の代表委員はいかがでしょうか。

○梶原委員

その形で結構です。

○長谷川委員長

分かりました。では、労働者側、使用者側双方の御意見が一致いたしましたので5業種まとめて審議をしていくよう進めていきたいと思っております。2回目以降一括

して審議を行なうということで双方よろしいですね。

(労使 了承)

○長谷川委員長

よろしく願いいたします。

それでは、次の議題の「(2)その他」に入りたいと思いますが、労使代表各側から何かございましたら挙手いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(労使 特になし)

○長谷川委員長

それでは、事務局から何か御連絡、説明等ありましたらよろしく願いいたします。

○鈴木主任賃金指導官

次回、第2回検討小委員会の日程の御連絡でございます。第2回は7月30日(火)午後1時30分から開催となります。追って、開催の御連絡、御案内をお送りさせていただきますけれども、次回の会場は、ここではなくて我々が入っております、名古屋合同庁舎第2号館3階共用大会議室で開催させていただくことを御連絡いたします。

○長谷川委員長

今の事務局の連絡につきましては何か御質問等ございますでしょうか。はい、よろしいでしょうか。

(特になし)

○長谷川委員長

それでは、以上を持ちまして本日の検討小委員会は閉会といたします。皆様、進行等につきまして御協力いただきました、ありがとうございます。

(令和6年7月16日)愛知地方最低賃金審議会第1回検討小委員会 議事録